

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 7 月 24 日（金）第 739 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 生産事業者の変更登録（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 特定漁業者の規約の制定等に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 2

公

告

- 令和 8 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林経営課取扱い） 3
- 一般競争入札公告（2件）（総務福利課取扱い） 4
- （会計課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 運転免許取得者等教育を行う者からの変更の届出（免許管理課取扱い） 9
- 運転免許取得者等検査を行う者からの変更の届出（免許管理課取扱い） 10

告

示

鹿児島県告示第449号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、生産事業者株式会社南原農園から次のとおり登録証の記載事項に変更があった旨の届出があった。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
生産事業者の名称	有限会社南原農園	株式会社南原農園	令和 8 年 6 月 8 日

鹿児島県告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 解除に係る保安林の所在場所
西之表市伊閑字赤波計207番1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第451号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西之表市伊関字赤波計207番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第452号

西之表市国上353番地5 伊東恭三郎及び西之表市国上8番地 岩松洋人からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 西之表市国上区域（西之表市国上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又は主としてひき縄漁業を営む漁業

鹿児島県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 稲村 隆 鹿屋市下堀町3230番地6
（任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2

鹿児島県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 7 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	日置市東市来町養母字三方 塚15435番16地先から鹿児	前 後	7.0～34.7 11.4～61.9	957.0 928.0

		島市郡山岳町3132番 3 地先 まで			
--	--	------------------------	--	--	--

鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 7 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	北永野田小浜 線	霧島市国分清水字トビヶ尾 1143番 1 地先から1149番 6 地先まで	前 後	7.6～21.3 7.8～27.9	227.0 230.5

公 告

令和 8 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、令和 8 年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催日時

令和 8 年 9 月 15 日（火）午前10時から午後 5 時まで

2 開催場所

カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）東棟 3 階中研修室第 2（鹿児島市山下町14番50号）

3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間

4 受講資格

制限はない。

5 講習手数料

14,000円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申込書

イ 写真（受講申込み前 6 月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿

鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 提出書類等の受付期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）から同年 8 月 21 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 8 年 8 月 21 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3370）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

県立学校で使用するパソコンの賃貸借 533台

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 11 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 14 年 11 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年

法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和8年7月24日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁総務福利課教育DX推進室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和8年9月4日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月7日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和8年8月5日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県教育庁総務福利課教育 D X 推進室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－5411
ファックス番号 099－286－5736
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lease of 533 computers for use in prefectural schools
 - (2) DELIVERY PERIOD:
30 November 2026
 - (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 4 September 2026
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Welfare Division (Education DX Promotion Office)
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10－1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890－8577 Japan
TEL 099－286－5411
FAX 099－286－5736

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
指掌紋情報管理システム装置の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。

- (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和9年3月1日から令和15年2月28日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 本装置で調達するソフトウェア、ハードウェアの候補となる機器等、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務（再委託先等を含む。）について、機器等・役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
 - (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
- 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和8年7月24日から同年8月24日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出方法

- (5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができ
る郵便若しくは信書便により送付すること。
- (3) 郵便による入札書の提出場所
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- (4) 郵便による入札書の提出期限
令和8年9月28日午後5時15分
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年9月29日午前10時
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書
による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（ア） 交付場所 (3)に同じ。
（イ） 交付期限 令和8年8月12日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
免除する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又
は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入
札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認
めた場合の入札
(7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし
たものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな
ければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Information management system for fingerpalmpriint:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As shown in the specification book

(3) DELIVERY PLACE:

As shown in the specification book

(4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:

5:15 p.m. 28 September 2026

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2232)

FAX 099-206-5560

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第72号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。

令和8年7月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野考清

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容	
			変 更 前	変 更 後
株式会社鹿屋自動車学校 鹿児島市与次郎二丁目3番35号 米盛 紀世実	鹿屋自動車学校 鹿屋市今坂町10115番地	代表者の氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社ハニ 鹿児島市与次郎二丁目3番35号 米盛 紀世実	宮之城自動車学校 薩摩郡さつま町時吉1904番地	代表者の氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社吉野自動車学校 鹿児島市与次郎二丁目3番35号 米盛 紀世実	吉野自動車学校 鹿児島市下田町628番地	代表者の氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社田上自動車学校 鹿児島市田上四丁目25番1号 米盛 紀世実	田上自動車学校 鹿児島市田上四丁目25番1号	代表者の氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社霧島マキゾノ	霧島マキゾノ自	代表者の氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実

自動車学校 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	自動車学校 霧島市牧園町宿 窪田 1332 番地	氏名		
株式会社ハニ 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	入来ドライビング スクール 薩摩川内市入来 町副田 5885 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社鹿屋自動車学 校 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	シブシ昭和自動 車学校 志布志市志布志 町帖 7041 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実

鹿児島県公安委員会告示第 73 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から次のとおり変更の届出があった。

令和 8 年 7 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野考清

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあって は、その代表者の氏名	施設の名称及び 所在地	変更事項	変 更 内 容	
			変 更 前	変 更 後
株式会社鹿屋自動車学 校 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	鹿屋自動車学校 鹿屋市今坂町 10115 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社ハニ 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	宮之城自動車学 校 薩摩郡さつま町 時吉 1904 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社吉野自動車学 校 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	吉野自動車学校 鹿児島市下田町 628 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社田上自動車学 校 鹿児島市田上四丁目 25 番 1 号 米盛 紀世実	田上自動車学校 鹿児島市田上四 丁目 25 番 1 号	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社霧島マキゾノ 自動車学校 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	霧島マキゾノ自 動車学校 霧島市牧園町宿 窪田 1332 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
株式会社ハニ 鹿児島市与次郎二丁目 3 番 35 号 米盛 紀世実	入来ドライビング スクール 薩摩川内市入来 町副田 5885 番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実

株式会社鹿屋自動車学校 鹿児島市与次郎二丁目 3番35号 米盛 紀世実	シブシ昭和自動車学校 志布志市志布志 町帖7041番地	代表者の 氏名	羽仁 正次郎	米盛 紀世実
--	-----------------------------------	------------	--------	--------